

議会のうごき

上島町議会

平成18年 第1・2回臨時会

平成18年上島町議会第1回臨時会が1月25日に、第2回臨時会が2月13日に招集され、次の議案が審議されました。

◎第1回臨時会

■愛媛県市町総合事務組合規約の一部変更について

原案可決

■工事請負契約の締結について
①上弓削漁港地域水産物供給基盤整備工事

【契約方法】 指名競争入札

【契約金額】 7980万円

【契約の相手方】

上島町弓削鎌田237番地
有限会社 小川工務店
代表取締役 小川俊治

可決

②平成17年度岩城漁港地域水産物供給基盤整備工事（分割の4）

【契約方法】 指名競争入札

【契約金額】 6384万円

【契約の相手方】

松山市千舟町四丁目4番地3
五洋建設株式会社四国支店
常務執行役員支店長 綾田 巖

可決

◎第2回臨時会

■工事請負契約の締結について
（第1回臨時会の①の再審議）

可決

ごみ処理手数料を改正します

平成18年4月1日から、ごみ処理手数料を改正します。主な改正内容は次のとおりです。

①燃やせるごみ等の処理手数料（ごみ袋等の単価）※平成18年度から、ごみ袋の無料配布はなくなります。

区 分	手数料（ごみ袋・シール1枚当りの単価）	
燃やせるごみ	指 定 袋（大）《650×800》	30円
	指 定 袋（中）《500×700》	25円
	分解性指定袋（小）《350×500》	20円
	発泡スチロール・木くずシール《500×500×800以内にして出す》	30円
プラスチックごみ（生名・魚島地区のみ）	指 定 袋（大）《650×800》	30円
生ごみ（生名地区のみ）	分 解 性 指 定 袋《350×500》	20円

(1)平成18年4月1日から新しいごみ袋になり、ごみ袋・シールは10枚単位で販売します。ごみ袋は上島町の各支所又は町内のごみ袋販売指定店等で購入して下さい。（ごみ袋販売指定店等は決まり次第お知らせいたします。）

(2)平成18年4月1日からは、必ず新しいごみ袋を使用してごみを出して下さい。平成17年度まで使用していたごみ袋で出している場合は、回収しませんので十分注意して下さい。

なお、不用になったごみ袋で、購入したものについては等価交換します（旧町村及び上島町の旧ごみ袋が対象）。無料配布したごみ袋については、発泡スチロール・木くずシールを張付けすれば使用できます。

②粗大ごみの処理手数料は次のとおりとなります。

大 き さ ・ 品 目	処理手数料（1品当り）	
最も長い辺の長さにより区分する。又掲載している品目については、その区分をもって上限とする	収 集	直接搬入
長さが30cm以下のもの、又は次の品目《アイロン、オーブントースター、おもちゃ他》	100円	50円
長さが50cm以下のもの、又は次の品目《アイロン台、網戸、アンテナ、アルミサッシ他》	300円	150円
長さが1m以下のもの、又は次の品目《編み機、一輪車、乳母車、カーペット他》	500円	250円
長さが1m50cm以下のもの、又は次の品目《井戸用ポンプ、犬小屋、エレクターン他》	1,000円	500円
長さが1m50cmを超えるもの	1,500円	750円

(1)直接搬入とは「町が指定する場所」に、排出者が直接搬入することをいいます。

(2)粗大ごみを出す場合は、それぞれの品物に処理手数料分の粗大ごみシール（50円、100円、500円の3種類があります。）を貼り付けて出して下さい。粗大ごみシールは、1枚単位で販売し、上島町各支所又は町内のごみ袋販売指定店等で購入して下さい。

(3)弓削地区で徴収していた、資源ごみ及び粗大ごみの手数料（家族3人以下の場合1か月250円、家族4人以上の場合1か月350円）は、廃止されます。

上記の他、最終処分場の処理手数料及び可燃物（一時多量ごみ）の処理手数料についても改正されています。ご不明な点、及び詳細については下記までお問合せ下さい。

弓削総合支所生活事業課 TEL 77-2500(内線129)

生名総合支所住民課

TEL 76-3000(内線131)

岩城総合支所住民課

魚島総合支所住民福祉課

TEL 75-2500(内線11)

TEL 78-0011

住民課からの お知らせコーナー

■問合せ先

弓削住民課 TEL 77-2500
 生名住民課 TEL 76-3000
 岩城住民課 TEL 75-2500
 魚島住民福祉課
 TEL 78-0011

ストップ・ザ・滞納!

愛媛地方税滞納整理機構

―県内全市町加入の徴収専門組織―

■「愛媛地方税滞納整理機構」の目指すものとは?

今回、設立に至った「愛媛地方税滞納整理機構」は、滞納額の縮減を図るとともに、市町・県・機構間の連携を密にしながら、大多数の納期内納税者の目線に立って、税における公平な社会の実現を目指していきます。

また、機構の活動を通じて、徴収実務の知識・ノウハウ等を市町にフィードバックすることにより、県下全域における徴収能力のレベルアップを図ります。

■「愛媛地方税滞納整理機構」の3つの役割

①滞納整理の専門機関（最終機関）としての役割

機構は、徹底した財産調査に基づく滞納処分を執行し、市町の滞納整理の専門機関、最終機関としての役割を担います。

②研修機関としての役割

機構では、独自カリキュラム研修、外部専門研修への派遣等を通じて、滞納整理のプロを養成するとともに、各市町の徴収能力の向上を促進します。

③援助機関としての役割

相談相手として市町の徴収業務をバックアップするとともに、各市町の徴収に係る現状を分析し、それに基づき的確なアドバイスをを行うコンサルティングを実施します。

■「愛媛地方税滞納整理機構」の組織について

【三 役】

管理者、副管理者、収入役

【事務局】

事務局長、事務次官（総務課・徴収課）、派遣職員（市町派遣職員・県派遣職員・業務補助職員）

【顧問】

国税OB、弁護士、裁判所執行官OB、銀行OB、警察OB（いずれも予定）

国保コーナー

退職者医療制度

退職者医療制度は、退職被保険者

とその被扶養者に係る給付費を、会社などの健康保険からの交付金により賄う制度です。この制度が適正に適用されないと、国保の医療費負担が増大し、保険税の余分な増加につながってしまいます。

対象となる人で、退職者医療の適用を受けていない人は、国民健康保険被保険者証と年金証書を持参のうえ、届出してください。

■対象となる人

- ①国民健康保険に加入している人
- ②老人保健の適用を受けていない人
- ③年金受給者（国民年金以外の年金の加入期間が20年以上、又は40歳以降で10年以上ある人）及びその被扶養者

※遺族年金、障害年金などの非課税年金の受給者は除きます。

被保険者証の更新を お忘れなく!

現在、皆さんがお持ちの国民健康保険被保険者証は、有効期限が平成18年3月31日までとなっています。被保険者証の更新を行いますので、現在お持ちの被保険者証と印鑑をご持参のうえ、必ず更新をしてください。

なお、更新をしないで旧被保険者証で受診された場合、医療費が全額本人負担となりますので、3月末日までに初診を受ける予定の方は、更新の際、担当者にご相談ください。

軽自動車税の課税と 廃車について

平成18年度の軽自動車税の賦課期日は、4月1日です。これ以降に廃車の届出をされても、平成18年度分の軽自動車税は課税されますので、ご注意ください。

また、転出に伴い、二輪車の定置場を変更する場合、異動前または異動後の市町村役場で廃車届と標識交付申請をしてください。廃車届には、ナンバープレートと印鑑が必要です。なお、役場で廃車届ができるのは、125cc未満のものです。

国民年金

国民年金保険料を口座振替で前納するとお得です

保険料納付は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。また、保険料を「前納」とすると引があります。

①保険料の前納を口座振替にすると 割引額が増えます

国民年金保険料を一年度分一括して前納すると、現金払いでは、2950円の割引、口座振替で前納する場合は3490円の割引となります。（6か月前納も口座振替が有利です）

◎現金前納額（一年度分）
163370円（割引額29500円）
◎口座振替前納額（一年度分）
162830円（割引額34900円）
平成18年4月からの保険料

（1か月13860円）

口座振替日は4月30日（今年は4月30日が休日のため5月1日）です。なお、すでに口座振替で一年度分の前納をされている方は、改めて届出をしていただく必要はありません。

口座振替での一年度分の前納は、平成18年3月中に社会保険事務所への事前登録が必要となりますので、お早めにお申込みください。

②月々の口座振替も早割（当月保険料の当月末引落し）にするとお得です

通常の口座振替（当月保険料の翌月末引落し）は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると50円の割引となります。早割にすると翌月末の最初の口座振替にて2か月分の保険料（従来の保険料と50円割引された保険料）が引落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。※割引額の50円は、平成18年度の割引額です。平成18年3月までの割引額は月40円です。

口座振替の申込用紙は、社会保険事務所などに請求していただくほか、社会保険庁ホームページからプリントアウトすることもできます。

（<http://www.sia.go.jp/>）

■口座振替のお申込み先

今治社会保険事務所または口座を

お持ちの金融機関・郵便局の窓口
※基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や納付書）及び金融機関届出印が必要です。
詳しくは、今治社会保険事務所へ

TEL 0898-326141

在宅介護支援センターだより

在宅介護支援センターは、地域の高齢者や介護する家族が安心して暮らせることを目的に、保健師や介護福祉士が常時相談に応じています。

■弓削 77-3698
■生名 74-0911
■岩城 74-0755

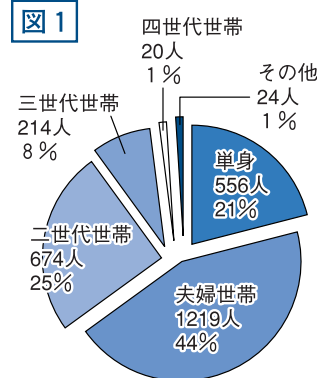
平成17年度 実態把握調査実施報告

上島町在宅介護支援センターでは、町の福祉施策に生かすことを目的として65歳以上の高齢者全員を対象に高齢者実態把握調査を実施しましたので報告します。

■世帯状況（図1）

調査を実施した2733人（無記入者を除く）のうち、単身高齢者は556人（21%）、夫婦世帯高齢者は

図1



1219人（44%）、二世帯世帯等の同居高齢者は908人（34%）でした。単身と夫婦世帯高齢者を合わせた高齢者のみ世帯高齢者数は高齢者人口の60%以上になっています。年齢別にみると、65歳～79歳では夫婦世帯高齢者が多く、それ以降は、単身や同居高齢者が増える傾向にあるようです。

このことから、上島町は、全国と比較して高齢者の割合が多く、また、高齢者のみで生活している世帯の方が多いことがわかります。

■身体状況（図2）

〈障害老人の日常生活自立度〉

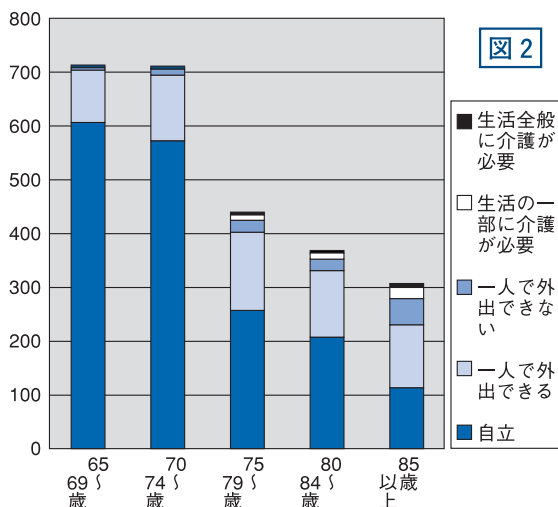
年齢を重ねるにつれて、身体に何らかの障害があり、自立した生活を送ることが難しい方が増えてきています。特に80歳以上になると、半数以上の方が何らかの障害をもっています。また、寝たきり状態となっている方も、調査対象者の2%にみられました。

■認知症の状況

〈認知症老人の日常生活自立度〉

こちらも、身体状況と同じで、

図2



年齢を重ねるにつれて、認知症の傾向のある方が増えてきていますが、その割合は全体の1割にとどまっています。認知症は、短時間の関わりでは症状が分かりにくいいため、調査結果に反映されていないことも認知症が少なくなっていることの要因の一つと考えられます。

高齢になると使われないことにより、体も脳も自然と衰えてくる傾向が強くなります。心身ともに健やかに過ごすためには、食事や運動といった生活習慣に気を配るとともに、外出の機会を積極的に作ることで、自分でできることは、なるべく自分で行うといったことも大切です。調査に快くご協力いただきありがとうございました。